

韓国知的財産ニュース 2017 年 4 月前期

(No. 340)

発行年月日：2017 年 4 月 20 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、4 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 弁理士法施行規則一部改正令立法予告 (2017. 4. 4)
- 1-2 特許法施行令一部改正立法予告 (2017. 4. 6)
- 1-3 特許法施行規則一部改正立法予告 (2017. 4. 6)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、規制改革国民陪審員団会議を開始 (2017. 4. 5)
- 2-2 国際知識財産研修院 30 周年記念国際カンファレンス開催 (2017. 4. 6)
- 2-3 特許庁と関税庁、韓流ブランド保護に向けて協調を強化 (2017. 4. 6)
- 2-4 法院、大企業による中小企業の技術侵害を厳罰 (2017. 4. 10)
- 2-5 特許庁、アジア 13 カ国の特許庁長カンファレンスを開催 (2017. 4. 11)

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 産業財産権の登録および活用が増加 (2017. 4. 3)
- 5-2 特許戦略策定が正に就職戦略策定 (2017. 4. 3)
- 5-3 モバイル決済、利便性と信頼性の向上を (2017. 4. 4)
- 5-4 医薬品許可に関する特許審判制度が定着 (2017. 4. 6)
- 5-5 特許深層面談サービスの利用が活発 (2017. 4. 7)
- 5-6 特許庁、大韓弁理士会の役員に過料を科す予定 (2017. 4. 13)
- 5-7 特許ビジネス会議 IPBC コリア、28 日に開催 (2017. 4. 14)

法律、制度関連

1-1 弁理士法施行規則一部改正令立法予告

韓国特許庁(2017.4.4)

弁理士法施行規則の一部改正令案の立法予告がなされましたので、お知らせします。

1. 改正理由

改正弁理士法(17.3.21 公布、17.4.22 施行)で規定した認可処理期間を反映すると共に、弁理士資格証の発行対象を明確にし、その他の不備事項を整備するためである。

2. 主な内容

イ. 特許法人及び特許法人(有限)の認可処理期間を変更する。

(案 別紙第9号書式及び別紙第12号書式)

改正弁理士法(17.3.21 公布、17.4.22 施行)で認可処理期間を10日に規定することにより、関連書式に変更された認可処理期間を反映する。

ロ. 弁理士資格証発行の規定整備など

(案 第4条の2、案 別紙第1号書式及び別紙第1号の2書式)

法律第13843号 弁理士法前の法律により、弁理士資格を持つ人にも弁理士資格証が発行されるように関連規定を明確にし、弁理士資格証の発給時に確認が必要な現場研修活動結果表のコピーを申請人が弁理士資格証の発給を申請時に提出するように規定し、一部書式の引用条項の誤記を修正する。

3. 意見提出

この改正案に対し意見がある機関・団体、又は個人は2017年4月13日までに統合立法予告センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通してオンラインで意見を提出するか、次の事項を記入した意見書を特許庁長(参照:産業財産人材課長)にご提出ください。

イ. 予告事項に対する意見(賛成可否とその理由)

ロ. 氏名(機関・団体の場合は機関・団体名と代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項など

※意見書の送り先

- 一般郵便: (〒) 35208 大田広域市西区庁舎路 189 (屯山洞) 政府大田庁舎 4 棟
- メール: 9921292@korea.kr
- ファックス: 042-472-3421

4. その他

改正案に対する詳細は特許庁の産業財産人材課(電話 042-481-5187、ファックス 042-472-3421)までお問い合わせください。

1-2 特許法施行令一部改正立法予告

電子官報(2017.4.6)

特許法施行令の一部改正令案の立法予告がなされましたので、お知らせします。

特許法施行令一部改正令(案)立法予告

1. 改正理由

改正特許法(法律第 14371 号、2017.6.3 施行)で規定した専門機関登録制を反映し、関連規定を整備するためである。

2. 主な内容

イ. 先行技術調査などに関する専門機関の指定を登録に変更する(案 第 2 条、第 8 条の 2 条、第 8 条の 4)

改正特許法(2017.6.3 施行)で専門機関の指定を登録に変更することで、条件を整える法人などは先行技術の調査などに関する業務を担当する専門機関として登録できるように変更する。

3. 意見提出

この改正案に対しご意見がある機関・団体、及び個人は 2017 年 5 月 1 日までに統合立法予告センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じてオンラインで意見を提出するか、次の内容を記入した意見書を特許庁長(参照: 特許審査企画課長)宛てにご提出ください。

イ. 予告事項に対する意見(賛否意見とその理由)

ロ. 氏名(機関・団体の場合は機関・団体名と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他

※宛先

- 一般郵便: (〒35208) 大田広域市西区庁舎路 189 (屯山洞) 政府大田庁舎 4 棟

- メール : hk7635@korea.kr
- ファックス : 042-472-7140

4. その他

改正案に対する詳細は、特許庁の特許審査企画課（電話 042-481-8691）にお問い合わせください。

1-3 特許法施行規則一部改正立法予告

電子官報(2017.4.6)

特許法施行規則の一部改正令案の立法予告がなされましたので、お知らせします。

特許法施行規則一部改正令(案)立法予告

1. 改正理由

特許法の改正（法律第 14371 号、2017.6.3 施行）により専門機関関連規定を整備するためである。

2. 主な内容

イ. 専門機関登録取消しなどの処分基準整備（案 第 36 条の 2 及び関連別表）
改正特許法（2017.6.3 施行）で専門機関の指定を登録に変更することで、専門機関の指定取消しを登録取消しに変更する。

3. 意見提出

この改正案に対しご意見がある機関・団体、及び個人は 2017 年 5 月 16 日までに統合立法予告センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の内容を記入した意見書の特許庁長（参照：特許審査企画課長）宛てにご提出ください。

- イ. 予告事項に対する意見（賛否意見とその事由）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は機関・団体名と代表者の氏名）、住所及び電話番号
- ハ. その他

※宛先

- 一般郵便 : (〒35208) 大田広域市西区庁舎路 189 (屯山洞) 政府大田庁舎 4 棟
- メール : hk7635@korea.kr
- ファックス : 042-472-7140

4. その他

改正案に対する詳細は、特許庁の特許審査企画課（電話 042-481-8691）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 特許庁、規制改革国民陪審員団会議を開始

韓国特許庁(2017.4.5)

特許庁は4月6日(木)午後2時に大田政府庁舎で2017年第1次「規制改革国民陪審員団」会議を開催すると発表した。

今年で4年目を迎える「規制改革国民陪審員団」は「国民」が直接規制改革課題を発掘し、点検・評価するという趣旨で2014年5月に発足された。現在、メンバーとしては経済団体の役員、企業のCEO、教授および弁理士など各分野の民間専門家ら12人が積極的に活動している。

今回の会議では日没が設定された規制を維持するかどうか、自主的に発掘した規制改革課題について議論される。まずは今年末に日没期限が到来する規制の存続必要性について議論を深める。その後、改善するかどうかを決める方針だ。特許庁が今年に整備すべき日没規制は合計22件と、その多くは特許庁の政策や事業を遂行する様々な専門機関の指定要件および行政処分に関するものだ。

昨年にも陪審員団会議を通じて合計27件の日没規制を検討し、6件の規制緩和決定を導いたことがある。

また、経済団体・規制改革申聞鼓など外部からの提案や、内部検討を経て発掘した規制改革課題の適正性も点検する。「先行技術を調査する専門機関の登録制施行」、「ActiveXの廃止によるインターネット電子出願の利便性向上」など約30の改善課題を中心に企業と国民の負担を減らし、利便性を高められる様々な方策が議論されると特許庁は見ている。

特許庁の企画調整官は「知的財産の重要性が日増しに強調される第4次産業革命時代を迎え、国民が直接参加する陪審員団会議を通じて国民と企業が共感できる知的財産分野の規制改革を持続的に進めていきたい」と述べた。

2-2 国際知識財産研修院 30周年記念国際カンファレンス開催

韓国特許庁(2017.4.6)

韓国特許庁の国際知識財産研修院は4月11日(火)午前10時に大講堂で開院30周年を記念する国際カンファレンスを開催する。

このイベントはこれまでの国際知識財産研修院の成果を振り返り、今後の教育運営の方向性を決める上で国内外および世界知的所有権機関(WIPO)の専門家を招待し、知的財産分野における重要な事案について議論する場となる。

第1セッションでは「途上国における知的財産の強化に向けた国際教育の拡大」と題して研修院の過去30年間の活動や成果を紹介し、今後の発展策を提示する。また、特許情報システム(特許ネット)をアラブ首長国連邦に輸出したことを途上国で知的財産を強化した協力例として紹介する。

次に、インド特許庁の代表がインドにおける知的財産の強化に向けた取り組みや成果などを発表し、WIPOの事務総長が途上国で知的財産を強化する上でWIPOの今後の国際教育の運営方向を提示する。

第2セッションでは第4次産業革命に対する対応戦略として日本特許庁(JPO)の発表者が先端デジタル技術に対する日本の特許審査システムを紹介し、欧州連合特許庁(EPO)の発表者は自国の産業にデジタル技術を合わせて製造業の革新を目指すIndustry 4.0について説明する。

次に、無人自動車技術分野における韓国の専門家が人工知能を活用した無人自動車技術の国際的な開発動向と今後の展望について説明する。また、韓国特許庁(KIPO)の発表者は先端融合技術分野に対するIP5など主要先進国間の特許審査をめぐる協調策を提示する。

一方でこのイベントは「アジア地域の特許庁長カンファレンス」と連携して開催されるが、特許庁長カンファレンスに参加するアジア諸国にとっても知的財産の教育・訓練強化および審査情報のインフラ構築など知的財産体制の先進化にも役立つとみられる。

また、新しい変化に対応する主要国の政策は韓国が第4次産業革命を迎える中で強く柔軟な(strong & flexible)知的財産システムを構築するのに貢献すると予測される。

国際知識財産研修院の院長は「本カンファレンスの議論事項を基にデジタル革命に効果的に対応した創意的かつ革新的な知的財産人材の養成策を講じ、実施したい」と述べた。

2-3 特許庁と関税庁、韓流ブランド保護に向けて協調を強化

韓国特許庁(2017.4.6)

韓国特許庁と関税庁は4月6日(木)午前10時に政府大田庁舎で「2017年特許庁-関税庁の政策協議会」を開催した。協議会では2016年における韓流ブランド保護に向けた相互協力の実績を点検し、2017年の協力策について議論した。

両機関は2016年に海外税関との協力関係を強化し、税関レベルで知財権紛争に直面した企業との共同対応体制を構築した。また、現地の税関公務員を対象に模倣品を識別する教育や研修を実施し、韓流ブランド保護に対する意識向上を図るために力を注いできた。

こうした結果、韓国企業が2016年に中国税関に新規登録した知財権は192件と、2014年の39件に比べ約5倍も急増した。これにより、中国税関を通過する際に韓国企業の製品を模倣した製品を取り締まるのに役立つとみられる。

今回開催された協議会で特許庁と関税庁は、海外税関との定期的な交流・協力を通して知財権を侵害する情報を共有し、主に現地で流通される韓流ブランドの純正品と模倣品を識別する情報や韓国企業の知財権を巡る情報を税関公務員に提供し、模倣品を取り締まる上で実効性を高めるために取り組んでいく。

また、両機関は中国・アセアン地域の税関公務員を招待し、韓国企業との懇談会を開催する。今後もこのような人的ネットワークを強化し、海外に進出する韓国企業の知財権保護に友好な環境をつくるために力を入れる予定だ。

特に、韓流製品への需要が高いベトナムやタイなどから中国へ模倣品が流入し続けており、アセアン地域の税関との協力関係を築くことに重点を置くつもりだ。

2-4 法院、大企業による中小企業の技術侵害を厳罰

電子新聞(2017.4.10)

今後、大企業が中小企業の技術を侵害した場合、関係者は最大懲役6年まで加重処罰

される。

韓国大法院傘下の量刑委員会は、10日、第78次全体会議を開き、知的財産権犯罪の量刑基準修正案を最終議決したと発表した。修正された量刑基準は来月15日から施行される。

委員会は営業秘密侵害行為の加重処罰の上限を、国内侵害については3年から4年に、国外侵害については5年から6年に引き上げた。加重処罰されない場合にも国内侵害については2年に、国外侵害については3年6カ月に上限を引き上げた。これにより、海外の大企業が韓国国内の中小企業の技術を侵害した場合には、最大6年刑の懲役が宣告される。

委員会は、また、知的財産権犯罪の特別加重因子に「中小企業と競争関係、又は納品・請負関係にある大企業が中小企業の技術を侵害、又は流出した場合」を含めることにした。

委員会の関係者は「産業技術保護法の改正により、法定刑が引き上げられ、保護客体が法人から個人に拡大された変化を反映した」とし「勧告の刑量範囲を再検討し、量刑因子も必要な範囲内で修正した」と説明した。

2-5 特許庁、アジア13カ国の特許庁長カンファレンスを開催

韓国特許庁(2017.4.11)

韓国特許庁の知的財産をめぐる行政発展の経験を学ぶため、アジア地域13カ国の特許庁長が集まる。特許庁は4月12日から14日まで大田市の特許庁で「アジア地域の特許庁長カンファレンス(HIPOC)」を開催する。

「顧客中心の知的財産サービスとリーダーシップ」をテーマに開いた今回のカンファレンスには、ラオス、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、バングラデシュ、ベトナム、スリランカ、アフガニスタン、インド、イラン、カンボジア、フィリピン、パキスタンなど13カ国の特許庁長以外に大田市長、世界知的所有権機関(WIPO)事務次長などが参加する。

これまで特許庁は、国際的に知的財産分野をリードする先進的な五つの特許庁(IP5)の一員として、国際知的財産の秩序を先導してきた。特許庁の多者機構チーム長は「今回のカンファレンスは、知的財産を活用し、経済発展を遂げた韓国の経験をアジア地域

の国々と共有するためのもの」と述べた。

特許庁は期間が切れた特許を活用して途上国に適正技術を普及し、途上国における商品の付加価値を向上させるためにブランドを開発した。また、途上国における知的財産の強化に向けた WIPO の韓国信託基金による事業を遂行し、知的財産における国際的な専門人材の養成に向け、知的財産に関する教育コンテンツを開発してきた。

特許庁の産業財産保護協力局長は、テーマ発表を通じ、最貧国であった韓国が世界 10 位圏の経済大国に成長する過程で活用した知的財産の戦略と、今後の方向について説明し、政府の積極的な調整者の役割を強調した。特許庁長らは、国民のための知的財産サービスとそのための政府の役割について討論を行い、知的財産が国政の中心に置かれるべきという点で認識が一致した。

その結果に基づき、アジア地域の特許庁長は、第 4 次産業革命時代における国家発展の戦略として知的財産の重要性、知的財産サービスを革新させるための政府の役割および知的財産分野におけるアジア諸国間の相互協力の強化などに対する共同認識を盛り込んだ大田宣言文を採択する予定だ。

特許庁長は開会の辞で「国際から援助を受ける受惠国から供与国へと成功裏に切り替わった韓国が、知的財産分野の主要な一員として知的財産を活用した経済発展のノウハウをアジア地域の特許庁長と共有したい」と述べた。

また、WIPO 事務次長は祝辞で「韓国特許庁と WIPO が途上国の知的財産の強化のために行ってきた協力事業は非常に模範的な事例であり、多くの成果を生んできた」とし「韓国が知的財産分野の先導国として国際知的財産システムの発展のために今後、より大きな役割を果たすことを期待する」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 産業財産権の登録および活用が増加

電子新聞(2017.4.3)

産業財産権の登録が相次いでいる。特許庁によると、2016年には特許、実用新案、デザイン、商標など産業財産権の登録件数が前年比、4.4%増加したことが分かった。産業財産権の登録件数は合計28万6,589件となっている。

権利別に見ると、デザインと商標登録は増加傾向にある。一方で実用新案は毎年減り続け、昨年の登録件数はこの5年間で最も少なくなっている。

産業財産権の存続件数は2013年に200万件を超えた以降、増加し続けている。2016年は前年比7.4%増の243万1,923件となっている。

権利移転の登録件数も増加している。昨年の権利移転は前年比、17.4%増の5万139件となっている。そのうち、特許とデザインの件数はそれぞれ30.9%、21.7%増加している。

知的財産を活用する金融が活性化することにより、特許を担保にした融資が増え、質権登録も前年比13.3%増加している。特許以外の実用新案、デザイン、商標はいずれも増加している。

特に、商標は前年比183%急増した406件となっている。特許などを担保にして銀行から融資を受ける時に使う根質権は2014年から大幅に増加している。

通常実施権の登録件数は前年比、7%増加している。特に、デザイン権を巡る通常実施権の登録件数は前年比47.4%増えている。しかし、専用実施権は減少している。消滅権利の回復申請件数は33.8%増加している。

特許庁の情報顧客支援局長は、「第4次産業革命により産業財産権の重要性が増しており、知財金融への関心が高まっている」とし「権利移転、質権設定などの活用は今後も増え続ける」と述べた。

5-2 特許戦略策定が正に就職戦略策定

韓国特許庁(2017.4.3)

国内屈指の企業および研究機関が出題した最新の産業財産権に関する問題に対し、大

学(院)生が創意的なアイデアで特許戦略を策定し、賞金を受け取ったり就職の機会をつかんだりすることができる「2017 キャンパス特許戦略ユニバーシアード」(以下「大会」)が開催される。

今回の大会は特許庁が主催し、韓国工学翰林院と韓国発明振興会が共同主管する。参加資格は大学(院)生となり、参加申し込みは4月3日から5月31日までとなる。

今年で10回目を迎える大会は「先行技術調査部門」と「特許戦略策定部門」に分けて行われる。サムスン電子・サムスンディスプレイ・LGディスプレイ・ソウル半導体・韓国電子通信研究院(ETRI)などの電気・電子分野、ポスコ・高麗亜鉛・Kiturami・ヒューロム・韓国機械研究院(KIMM)などの造船・機械・金属・環境分野、ロッテケミカル・LG化学・緑十字・韓国科学技術研究院(KIST)などの化学・生命・エネルギー分野の3つの産業分野の41社が直接問題を出題・審査し、優秀な答案を出した学生には賞金や就職の機会を与える。

大会に参加する学生らは後援企業が出題した問題のうち一つを選び、先行特許調査を分析し、特許の可能性を判断する。さらに、先行特許調査の分析結果に基づき、未来における中核特許を取得するための特許戦略を策定し、企業現場で起きている産業財産権問題を創意的に解決する体験ができる。

受賞者は合計3億3,000万ウォン余りの賞金を受け取る。また、現代自動車・三星重工業・LG電子・大宇造船海洋など16社の後援企業に志望する場合には優遇される。さらに、受賞後も「次世代知的財産リーダー(YIPL)」というプログラムを通し、体系的かつ持続的な知的財産に関する教育を受けることになる。

特許庁の産業財産人材課長は「今回の大会を通じて創意的な大学(院)生が企業現場での特許戦略策定を経験し、就職活動時に他の志望者と差がつく競争力を得る契機にしてほしい」と述べた。

参加は韓国の大学(院)生なら誰でもできる。授賞式は11月15日に開催される予定だ。詳細は大会のホームページ(www.patent-universiade.or.kr)で確認できる。お問い合わせは主管機関である韓国発明振興会(02-3459-2806)まで。

韓国特許庁によると、モバイル決済技術に対する PCT に基づく国際特許出願の公開件数は 2007 年まで 16 件にすぎなかったが、2008 年には 28 件、2016 年には 119 件と増え続けていることが分かった。

主な出願人を見ると、クレジットカード会社であるビザカード(41 件、7.2%)とマスターカード(36 件、6.3%)が多かった。次いで ZTE 21 件(3.7%)、アリババ 19 件(3.3%)、ZHOU 14 件(2.4%)、イーベイ 11 件(1.9%)、アップル 9 件(1.6%)、グーグル 9 件(1.6%)、サムスン 8 件(1.4%)等の順で、従来の電子商取引業者および携帯電話メーカーの出願が多かった。

出願人の国籍別に見ると、米国が 248 件(43.4%)と最も多く、次いで中国 125 件(21.9%)、韓国 51 件(8.9%)、英国 18 件(3.1%)、ドイツ 12 件(2.1%)等の順だった。

公開された主要技術としては、モバイル端末と決済端末間の無線通信のための近距離無線通信(NFC)技術(25.4%)やマグネチックセキュリティー伝送(MST)技術(1.2%)、転送されるデータの不正使用を防止するためのトークナイゼーション(Tokenization)技術(15.0%)などがある。その他、指紋や虹彩などの生体情報で個人を識別するための生体認証技術(6.1%)もあった。

台湾の調査会社 TrendForce によると、今年のモバイル決済の市場規模は昨年より 25.8%成長した 7,800 億ドル(約 895 兆ウォン)に達し、2019 年には実に 1 兆 800 億ドル(約 1,140 兆ウォン)にまで急成長する見通しだ。このようにモバイル決済市場が拡大しているのは、スマートフォンユーザーに手持ちのスマートフォンで何でも解決することを求めるよう生活パターンが変化したことにあるだろう。

特許庁国際特許出願審査 1 チームのチーム長は「モバイル決済には使い勝手が良く、信頼できるというユーザーのニーズを反映する技術開発が求められる」とし、「韓国国内企業が世界的なモバイル決済市場に参入し、国際競争力を備えるためには PCT に基づく国際特許出願でグローバルな特許権確保にも取り組まなければならない」と述べた。

5-4 医薬品許可に関する特許審判制度が定着

韓国特許庁(2017.4.6)

医薬品許可一特許連携制度が施行されて 2 年が経ち、尻馬に乗る形の特許審判請求が大幅に減少するなど、制度が定着している。ただ、依然としてあまりにも早く審判請求

を行う問題などがあるため、製薬会社のさらなる細心の戦略の樹立が必要であることが明らかになった。

特許審判院によると、制度の導入初期である 2015 年の審判請求件数は、1,957 件に及んだが、2016 年以降、年間 300 件余りと、安定化する推移にある。

* 許可特許連携制度関連の審判請求現状：2015 年（1,957 件）、2016 年（311 件）、2017 年 3 月累計（154 件）

2015 年における薬事法改正により、医薬品の特許を最初に無効化する製薬会社に最長 9 カ月の優先販売権を付与することにした。優先販売権の先取りを目標に、多くの製薬会社が慎重に検討せずに尻馬に乗る形で審判を請求したが、その後、1,957 件のうち、703 件（36%）が取り下げられ、結局、審判請求に無駄な時間と費用が発生した。

しかし、2016 年に入り、審判請求件数が 311 件に急減したことで、請求件数が安定化しており、審判の取り下げ件数も 13 件と減り、製薬会社が審判請求に慎重を期しているとみられる。

制度が定着していく中で製薬会社の特許審判の戦略にも大きな変化が現れている。制度が始まった初期には、主に無効審判と存続期間延長登録の無効審判を請求したが（1,957 件のうち、1,648 件、84%）、最近には権利範囲の確認審判を主に請求している（311 件のうち、294 件、95%）。

これはオリジナル医薬品の源泉特許を無効化することが難しくなったことで、特許権者の権利範囲を回避する方向で製薬会社が審判戦略を修正したためとみられる。

製薬会社が医薬品の許可一特許連携制度に迅速に適応しているが、審判請求時期の選択に依然として多くの悩みが必要とされる。優先販売権は、オリジナル医薬品の再審査期間の満了後、許可申請した場合に付与されるが、あまりにも早急に審判請求する場合、申請期間が合わず、審判で勝訴しても優先販売権を受けられない可能性がある。現在、係留中の審判事件 747 件のうち、464 件（62%）は、優先販売権の獲得が可能な時点より、2～3 年先立って請求され、このような危険にさらされている。

特許庁の特許審判院長は「特許審判院では、製薬会社が優先販売権の獲得に支障がないよう、関連事件の処理のために審判官 5 人を増員するなど、積極的に対応している。製薬会社も期間を考慮せず、性急に審判請求することがないよう、格別の注意を払う必要がある」と述べた。

5-5 特許深層面談サービスの利用が活発

韓国特許庁(2017.4.7)

韓国特許庁が 2015 年に導入した特許深層面談サービスの利用率が大きく増加 (2015 年 : 367 件→2016 年 : 820 件) している。特許深層面談とは、面談の申請、準備、進行などを体系化した制度として、出願人は発明に対する特許の可否について、公式的に相談を受けることができる。

特許深層面談サービスは大きく二つに分けられ、予備審査は、拒絶理由の通知前に予め拒絶理由の克服のために意見を交換する制度であり、補正案レビューは、審査官が通知した拒絶理由を基に補正案について相談に乗ってあげる制度である。

特許庁は、特許深層面談の活性化に合わせて、より充実した疎通が行われるよう、サービスを一層アップグレードすると 6 日、明らかにした。

既存の深層面談サービスは、面談前に相手の正確な意図を把握することが難しく、面談時間が無駄に長くなる問題点があった。その反面、新たな面談サービスは、面談前に主な意見を書面で共有し、面談時に迅速な争点の把握および合意への到達が可能となる。

サービス別に見ると、改善された予備審査は、審査官が面談前に予備審査結果を通知する。従来は、審査官が別途通知なしに面談時に検索した引用発明などの予備審査結果を口頭で伝え、出願人が即席で対応することが難しかったが、今回の改善により、出願人と審査官の間の実質的な意見交換が可能となった。

改善された補正案レビューには、出願人の補正案の説明書の提出が追加される。補正案の具体的な説明、複数の補正案の提示などを可能にすることで、審査官が面談前に出願人の補正意図を明確に理解することにより、疎通の内実化を図った。

加えて、再審査 (注 1) 面談を新たに導入する。審査官が既に拒絶決定した出願をまた審査する再審査は、両方の意見が対立する場合が多いため、深層面談が必要という出願人の持続的な苦情を反映したものである。出願人は再審査の請求前に審査官と十分な疎通が可能となる。

今後も特許庁は出願人との疎通行政として、強い特許創出のための適正権利範囲の提示、明白な記載不備に対する職権補正などを持続的に体系化して推進していく計画であ

る。

特許庁の特許審査企画局長は「面談は出願人と全ての審査官に役立つ制度として、今回改善された面談サービスが審査の品質向上に大きく寄与すると期待する」と明らかにした。

(注1) 再審査制度：拒絶決定した出願に対し、出願人が拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日（拒絶決定不服審判請求期間が延長された場合、その延長された期間をいう）以内に明細書または図面を補正すると、審査官が補正された出願をまた審査させる制度。再審査が請求された場合、その特許出願に対し、従来に行われた特許拒絶決定は取り消されたとみなす。

5-6 特許庁、大韓弁理士会の役員に過料を科す予定

韓国特許庁(2017. 4. 13)

大韓弁理士会が弁理士法および民法上の監督権限に基づく特許庁の検査を拒否した(2017. 4. 5)。これに対し、韓国特許庁は対抗措置として民法第97条による過料を大韓弁理士会の役員に科す予定だ。

特許庁が検査の実施を決めたのは、弁理士会の運営に対する点検が必要だと判断したためだ。ここ数年間、大韓弁理士会では弁理士実務修習や会務運営をめぐる問題が相次いでいる。

2015年に行った弁理士実務修習(205人)で病院からの虚偽の診断書を提出した修習生(72人)が公暇を認めてもらうなど、管理上の問題が発生した。また、2016年には新しい会長が就任(2016. 3. 2)1カ月で解任される未曾有の事態も起きた。

これを受け、特許庁は大韓弁理士会が適法に運営しているかを点検する必要があるとして弁理士法など関連規定に基づき、会計などの会務に関する資料提出を要求し(2016. 5~8)大韓弁理士会に対する検査計画を通報(2016. 10. 31)した。

これに対し大韓弁理士会は、特許庁の監督権行使は不当だと主張し、資料提出要求の取消を求める行政審判を請求(2016. 11. 2)した。しかし、資料提出要求は「業務遂行過程での事実行為にすぎない」ため、行政審判の対象にはならないとの理由で却下された。(2017. 3. 28)

大韓弁理士会の請求した行政審判が却下され、特許庁は会計など会務に関する検査計画を再び通報(2017. 3. 28)した。しかし、大韓弁理士会がまた検査を拒否し(2017. 4. 5)、特許庁は民法第 97 条による過料を弁理士会の役員に科すことにした。

大韓弁理士会は、法による監督を継続的に拒否している。そのため特許庁は、今後も大韓弁理士会に弁理士登録業務を委託するかをめぐる議論を深める見通しだ。

5-7 特許ビジネス会議 IPBC コリア、28 日に開催

電子新聞(2017. 4. 14)

英国の雑誌 IAM(Intellectual Asset Management)が主管するビジネス会議「IPBC(Intellectual Property Business Conference) コリア」が 4 月 28 日に韓国ソウルのバンポにある JW マリオット・ホテルで開催される。国内外における特許業界の有識者と人脈を作り、ビジネスチャンスを探るイベントで今年で 2 回目を迎える。

今年の IPBC コリアでは IP による価値創出や企業における IP を利用した模範例を紹介し、革新に基盤を置く成長や海外進出をめぐる戦略について議論する。基調演説後のセッションは、韓国での IP に対する展望(海外専門家の意見)、競争情報を通じた価値の最大化、戦略的な IP 管理、アジアでの IP の順で行われる。スピーカーは韓国国内での IP をめぐる環境改善や IP 戦略の立て方を発表し、改善策について話し合う。

最初に欧州特許庁の情報通信技術首席理事が「最新のヨーロッパの現状」と題して基調演説をする。これにより、生き生きとした欧州の状況が分かるだろう。

「韓国での IP に対する展望」というセッションではグーグルの特許弁護士と韓国電子通信研究院(ETRI)の知財活用室長などが参加し、パネルディスカッションを進める。このセッションでは韓国での IP に対する国内外の専門家の意見を伺うことができる。

「競争情報を通じた価値の最大化」というセッションでは、ビッグデータを利用した特許の展望とリスクを把握し、効率的なポートフォリオの管理・戦略方法について議論する。

「戦略的な IP 管理」というセッションでは、IP 管理と IP による価値創出戦略について議論が行われる。

最後に「アジアでの IP」というセッションでは欧州特許庁の特許弁護士、フィリップスの首席ライセンス弁護士が参加し、パネルディスカッションを進める。座長は韓国知財サービス協会長が務める。

全てのセッションは英韓同時通訳で行われる。昨年の IPBC コリアには各国から IP 業界の主な有識者およそ 200 人が参加し、韓国の IP 市場に関して強い興味を示した。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム